薬食発0223第1号 平成23年2月23日

各都道府県知事 殿



「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」の報告様式の変更について

薬事法(昭和35年法律第145号)第77条の4の2第2項の規定に基づく、医療機関等からの医薬品又は医療機器についての副作用、感染症及び不具合報告については、平成22年7月29日付け薬食発0729第2号厚生労働省医薬食品局長通知「医療機関等からの医薬品又は医療機器についての副作用、感染症及び不具合報告の実施要領の改訂について」に従い、ご理解とご協力を頂いているところである。今般、同実施要領の報告様式別紙1「医薬品安全性情報報告書」及び同報告様式別紙2「医療機器安全性情報報告書」を別添のとおり変更したので、貴管下医療機関、薬局、店舗販売業者等に対し周知のほどお願いする。



医療用医薬品 一般用医薬品 化粧品・医薬部外品

医薬品安全性情報報告書

☆ 記入前に裏面の「報告に際してのご注意」

健康食品等の使用によると疑われる健康 被害の報告については、この様式を使わ ず、最寄りの保健所へご連絡ください。

	その即のアフル		, <u> </u>						
患者イニシャル 性別	副作用等発理	見年齢	身長	体重	妊娠				
男・女		歳	cm	kg	無・有	(妊娠 週)・不明			
	· 禾	11174	過去の副作用圏						
		3.		: (無・乍・小明)	-	也特記すべき事項			
1.			医薬品名:		□飲	酒()・			
			副作用名:	•	□喫	煙 ()			
2.						ut"- ()			
2.					1				
·					そ	の他 ()			
副作用等の名称又は症状、異常	所見 (※)			•					
1.									
			· ·		. 71 н	e e e			
	車篤性 : [」 □重篤以	RA ())			
_	(=16= 1 2 ==	form prop							
2.	(発現目:	牛 月	日、転帰:()	「転帰日: 年	月 目				
	重篤性:[□重篤 () 口重篤以	(外())			
※ 副作用等の転帰、重篤性につ									
	v. (14, 7AL)	C4以以1							
<副作用等の転帰>			<副作用等の)重篤性につい	て>				
①回復 ②軽快 ③末	回復		重篤一	一 ① 死亡		•			
④後遺症有り(症状	4	7	. =====================================	一 ② 障害					
		· /		=		. 7			
⑤死亡 ⑥不明				一 ③ 死亡につ	なかるま	う それ			
	•			④ 障害につ	っながるま	うそれ			
胎児に関しては下記にチェッ	ク下さい					完または入院期間の延長			
胎児について 一一 □ 胎	. –								
				一 ⑥ 上記に準					
□ 脂	児死亡			一 ⑦ 後世代に	おける先	に天性の疾病または異常			
被疑薬(可能な限り販売名で)	製造販売業	投与	一日投与量	投与期間		使用理由			
最も関係が疑われる被疑薬に〇	者の名称	経路	(1回量×回数)	(開始日~終了	7 FD)				
AX DIKINA "XC4-74 V-3 "XXXXXX" (- U	1日 ソノイロ 47か	性增			ı <i>⊢/</i>				
				~					
				~					
				~		· ·			
				~ ~					
				~		· .			
その他使用医薬品(可能な限り)	販売名で)								
		* .							
			* -			•			
副作用等の発生および処置等の									
	工人型								
年月日									
		4.4							
✓ file	日産妻日 1ヶトツ	可以仁田17	へいては 可能や	PEI い H柱 コ・ダマロタ /-	사료·토흑·	ワけ塔信服主体とに関チェ			
			ンいては、円配な	敗り購入経路()	刈川収定。	又は通信販売等)に関する			
情報も	提供願います。	·		·					
影響を及ぼすと考えられる上記	以外の処置・	<u>></u>	• 有			. `			
	**))			
再投与: 無・有 有りの場		き: 無・7	F						
報告日:平成 年 月	Ξ		安全性情報受	領確認書を送付し	ますので	生所をご記入ください)			
報告者 氏名:			施設名:						
(職種:医師、歯科医師	薬剤師、看	薄師、その		•		· ·))			
住所: 〒	NO HADIST DE	·~!!!! C .	- , - \						
		4	電話:		FAX:				
○ 報告者が処方医以外の場合 → 処方医との情報共有 : 有・無○ 最も関連の疑われる被疑薬の製造販売業者への情報提供 : 有・無									
				• 無		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
(「」の場合、情	育我を供し	ルススプロルスである。 アンス	治:)			

				<u></u>		<u> </u>
検査値(副作用と関	係のある検査値	[等)				
検査日						
			/ .	. /	/ /	/ /
検査項目	(投与前値)					
	. '					

「報告に際してのご注意」

報告者意見

- ➤ この報告制度は、薬事法に基づいて、医薬品による副作用および感染症によると疑われる症例について、医薬関係者が保健衛生上の危害発生の防止等のために必要があると認めた場合に、ご報告いただくものです。 医薬品との因果関係が必ずしも明確でない場合もご報告ください。
- ▶ 各項目については、可能な限り埋めていただくことで構いません。
- ▶ 報告された情報については、原則として、厚生労働省から独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構 (PMDA)」という。)を通じてその医薬品を供給する製造販売業者等へ情報提供します。また、機構 (PMDA) または製造販売業者等は、報告を行った医療機関等に対し詳細調査を行う場合があります。
- ▶ 報告された情報について、安全対策の一環として広く情報を公表することがありますが、その場合には、施設名および患者のプライバシー等に関する部分は除きます。
- ▶ 医薬部外品、化粧品による疑いのある健康被害についてもこの報告用紙でご報告ください。
- 健康食品・無承認無許可医薬品による疑いのある健康被害については最寄りの保健所へご連絡ください。
- ▶ 記入欄が不足する場合は、別紙に記載し、報告書に添付願います。(検査値は裏面にご記入ください)
- ファクスまたは郵送により報告いただく場合には、所定の報告用紙のコピーを使用されるか、インターネットで用紙を入手してください。

http://www.info.pmda.go.jp/info/houkoku.html

- ▶ 「e-Gov 電子申請システム」を利用して、インターネットで報告していただくこともできます。
 - http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/
 - なお、ご利用に際しては、事前に電子証明書が必要です。
- ➤ 医薬品の副作用等による健康被害については、副作用または感染等被害救済制度があります。詳しくは機構 (PMDA) のホームページ (http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai.html) をご覧ください。また、報告される副作用等 がこれらの制度の対象となると思われるときには、その患者にこれらの制度を紹介願います。

医療機器安全性情報報告書

☆ 記入前に裏面の「報告に際してのご注意」をお読みください。

患者仁シャル	不具合	•健康被害発现	見年齢	歳	身長	cm	その他特記 □ 飲酒	!すべき ! (事項		3)
性別 男 · 女	妊娠:	有(妊娠	週)	不明	体重	kg	□ 喫煙 □ アレルギー □ その他	(~)))
○不具合・健康	表被害の)原因と考えら	れる医療	操器	(特定でき	きない場合	合は複数記載	えして頂い	って結構	です)		
製品名												
製造販売業者名	3	•				•						
承認番号						ロット番号 JANコート	・製造番号 、 (任意)	•				· ·
○不具合・健康 医療機器の2	表被害∅ 下具合:)状況 無 ・ 有(I	为容:)	•
患者等の健康	表被害:	無 : 有(内容:					•)	
○医療機器のる	下具合・	健康被害の発	生経緯	(不具合	合・健康	皮害が発	生した日時と	その後の	7発生)			
使用開始日時 不具合発生日明	寺	年年	月 月	日 日·	時 時		炎の発生 見性)		年年	月 月	日日	時 時
○医療機器の月	用途(例		した医療	機器/	/医薬品)							
	,											
○医療機器の耳	 反扱者	□医師□歯≉	医師口質	a床工:	学技士□記		泉技師□看護		 皆 □そ	 の他()
○不具合・健原 年 月 日	表被害役 	後の患者等の症	长、処置	置等に	関する経道	聞および:	コメント					
						:			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
○医療機器の標	青造的、	材質的またに	機能的久	で陥に	関するコ	メント・						
○報告者意見	闎 (再発	防止の対処方法、	類似した	不具合・	健康被害が	発生する危	立険性、類似し	た不具合に	より想定	される健園	長被害の郡	 建度等)
			·						:			
報告日:平成報告者 氏名		三 月	日 ·)		全性情報 施設名: 住所: 電話:	受領確認書を 〒		すので住 FAX:	所をご記.	入くださ	\v)
○ 製造販売業○ 現品(医療	者への (機器)	情報提供の有 の製造販売業	 無 者への返	却		设告済 ·	未未					

ファクスでのご報告は、下記までお願いします。 (FAX: 03-3508-4364 厚生労働省医薬食品局安全対策課) 「報告に際してのご注意」

- 告に際してのご注意」
 この報告制度は、薬事法に基づいて、医療機器による不具合(欠陥・故障等)および感染症によると疑われる症例について、医薬関係者が保健衛生上の危害発生の防止等のために必要があると認めた場合に、ご報告いただくものです。
 医療機器との因果関係が必ずしも明確でない場合でもご報告ください。
 報告された情報については、原則として厚生労働省から独立行政法人医薬品医療機器総合機構を通じてその製品を供給する製造販売業者等へ情報提供しますので、業者が詳細調査を行う場合があります。
 報告された情報について、安全対策の一環として広く情報を公表することがありますが、その場合には、施設名および患者のプライバシー等に関する部分は除きます。
 記入欄が不足する場合は、別紙に記載し、報告書に添付願います。
 ファクス又は郵送により報告いただく場合には、所定の報告用紙のコピーを使用されるか、インターネットで用紙を入手してください。

入手してください。

http://www.info.pmda.go.jp/info/houkoku.html 「e-Gov電子申請システム」を利用して、インターネットで報告していただくこともできます。

http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/なお、ご利用に際しては、事前に電子証明書が必要です。 生物由来製品を介した感染等による健康被害については感染等被害救済制度があります。詳しくは独立行政法人医薬品 医療機器総合機構のホームページ(http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai.html)をご覧ください。また、報告される感染症がこの制度の対象となると思われるときには、その患者に制度を紹介願います。